

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令案（命令等の案の名称）  
に関する意見募集の結果について

令和6年10月3日  
厚生労働省  
老健局高齢者支援課

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令案（命令等の案の名称）（以下「本省令案」という。）について、令和6年7月5日（金）から同年8月4日（日）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

本省令案に関してお寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「身体的拘束等」の「的」と「等」は何を指しているのか。	本省令案においては、「入居者に対するサービスの提供に当たって、当該入所者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為」を「身体的拘束等」という用語で統一しております。

	<p>「衛生管理のための取組」とはどのようなものを指しているのか。</p> <p>有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項として記載があるものは、報告が必須なのか。報告する事項への取組が出来ていない場合もその旨記載するという認識で問題ないか。</p>	<p>本省令案における「衛生管理のための取組」は、職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこと、設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じること等を想定しております。</p> <p>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 11 項に基づき、有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る情報として老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）別表に規定する内容を、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならないこととされており、今般の改正により当該別表に追加した事項については、その取組状況を含めて報告を求める予定です。</p>
--	---	--